

人権施策に関する基本的な計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

人権が尊重される社会の実現に向けて、差別や偏見をなくし、個性や多様性を認め合い、誰もが平等に社会参画できる環境づくりのための人権施策を、総合的かつ計画的に実施するため、人権施策に関する基本的な計画を策定するものとする。

策定においては益田市人権・同和問題基本計画を基本とし、国、県の動向、市民への意識調査結果、前回改定以降に制定された法改正等、社会情勢の変化及び SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた内容とする。

(2) 計画の位置づけ

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」に基づいて作成するもの。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」抜粋

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」抜粋

第8条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

「第6次益田市総合振興計画」をはじめとする諸計画との整合性を図る。

(3) 計画の期間 5年間 2027年度（令和9年度）～2031年度（令和13年度）

2 策定の方向性

(1) 名 称

条例第8条に定める人権施策を総合的かつ計画的に実施するため、人権施策に関する基本的な計画についての名称を定める。

(2) 構 成

- ・全体構成は益田市人権・同和問題基本計画の構成を維持する。
- ・各説明文については上記視点に従い適宜改定する。

前 回	今 回
第1章 計画改定にあたって	<u>第1章 計画策定にあたって</u>
1 計画改定の趣旨	<u>1 計画策定の趣旨</u>
2 計画改定の背景	<u>2 計画策定の背景</u>
3 計画の位置づけ	3 計画の位置づけ
4 計画の期間	4 計画の期間
5 計画の基本理念	5 計画の基本理念
6 計画の施策体系	6 計画の施策体系

第2章 各論	第2章 各論
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
2 重要課題への対応	2 重要課題への対応
3 計画の推進	3 計画の推進

(3) 重要課題への対応

・項目の追加

1 2. (6)「その他の人権課題」に「自死遺族」を追加。

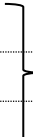
令和7年に自殺対策基本法(誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを基本理念)が改正され、こどもの自殺対策の強化、関係機関の連携・協働の推進、学校の役割の明確化、地方公共団体における協議の仕組みの充実などが盛り込まれた。

また、近年ではSNSの普及などにより、本人や家族、自死遺族等に対する偏見、差別、無責任な詮索や誹謗中傷といった新たな人権侵害が深刻化している。

以上のことを踏まえ、本計画に自死遺族の項目を位置づけることで、本市として自死遺族が抱える困難を人権問題として明確に認識し、その解決に向けて取り組むという基本的な考え方や方向性を示す上で重要であるため。

前 回	今 回
1 同和問題	1 同和問題
2 女性	2 女性
3 子ども	3 子ども
4 高齢者	4 高齢者
5 障がいのある人	5 障がいのある人
6 外国人	6 外国人
7 ハンセン病回復者等とその家族及び 感染症患者・感染者等	7 ハンセン病回復者等とその家族及び 感染症患者・感染者等
8 北朝鮮当局による拉致問題等	8 北朝鮮当局による拉致問題等
9 犯罪被害者等	9 犯罪被害者等
10 インターネットによる人権侵害	10 インターネットによる人権侵害
11 性的指向・性自認等	11 性的指向・性自認等
12 様々な人権課題 (1) アイヌの人々 (2) 刑を終えて出所した人 (3) ホームレスに対する差別 (4) 人身取引による人権侵害 (5) 災害に伴う人権問題 (6) その他の人権課題	12 様々な人権課題 (1) アイヌの人々 (2) 刑を終えて出所した人 (3) ホームレスに対する差別 (4) 人身取引による人権侵害 (5) 災害に伴う人権問題 <u>(6) 自死遺族</u> <u>(7) その他の人権課題</u>

3 計画策定のスケジュール

	内 容
令和 8 年 1 月	 市民意識調査の集約・分析
2 月	
3 月	
4 月	人権施策推進委員会部会の設置
5 月	第 1 回人権施策推進委員会部会(素案作成依頼) 第 1 回人権施策推進審議会 (実績・計画の報告、意識調査結果報告、計画策定について説明)
6 月	第 1 回人権施策推進委員会 (部会で作成した素案について協議)
7 月	第 2 回人権施策推進審議会 (素案の策定)
8 月	第 2 回人権施策推進委員会部会 (審議会で出された意見を踏まえた素案の修正) 第 2 回人権施策推進委員会 (最終的な計画案について協議)
9 月	第 3 回人権施策推進審議会 (計画案の策定)
10 月	
11 月	市議会への説明
12 月	パブリックコメントの実施
	(第 4 回人権施策推進審議会 (パブコメで計画の修正が生じた場合))
令和 9 年 1 月	最終調整、修正、確認
2 月	人権施策推進委員会、人権施策推進審議会 市議会への報告、市長決裁
3 月	計画策定、計画書の印刷・配布